

公立大学法人青森公立大学勤務地内旅費支給細則

平成21年4月1日
規程第86号

改正 令和 8年 3月規程第13-2号

(趣旨)

第1条 公立大学法人青森公立大学旅費規程(平成21年規程第84号)第22条による勤務地内における旅行については、同規程及び別に定めるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(旅費の支給範囲等)

第2条 職員等が勤務地内に旅行する場合の旅費の支給範囲、旅費額及び支給条件は、別表のとおりとする。

(旅費の支給)

第3条 前条に規定する旅費は、宿泊する場合に支給する旅費を除き、毎月1日から末日までの期間に係る分を翌月に支給する。

(特例)

第4条 この細則により難しい場合の旅行については、理事長は、その実情により算定基準を定めて支給する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年規程第13号)

(施行期日)

1 この細則は、令和8年4月1日から施行し、改正後の細則は、令和9年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学旅費規程施行細則の規定及び第2条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学勤務地内旅費支給細則の規定は、この細則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

旅費			支給条件	
宿泊手当 (1夜につき)	宿泊費(1夜につき)			運賃
	宿泊地	金額		
2,400円	酸ヶ湯 浅虫	12,000 円	勤務場所を起点として半径1キロメートルを超える鉄道又は乗合自動車による旅行の場合は、その実費。ただし、これによることができない場合は、陸路合計1キロメートルにつき25円を乗じた額	
	城ヶ倉 田代平 雲谷	12,000 円		
	その他	12,000 円		

運賃は、公用車(法人が所有又は賃借している自動車をいう。)を使用した場合には、支給しない。
 宿泊手当は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。